

「JAリフォームローン」商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	JAリフォームローン
ご利用 いただける方	●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 ●お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ●前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ●勤続年数が1年以上または営業年数が3年以上の方。 ●借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	●ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金、および空き家解体を目的とする資金。ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内とします。 （住宅関連設備の例）耐震改修工事、造園、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備等 ●他金融機関または信販会社から借入中のリフォームローン借換資金 ※ただし、有担保ローンの借換は対象外とします。
借入金額	●10万円以上1,500万円以内（1万円単位）。 ・ただし、所要金額の範囲内とします。また、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。
借入期間	●1年以上20年以内（1ヶ月単位）。 ・ただし、空き家解体資金の場合は、借入期間は1年以上10年以内とします。
借入利率	●次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日まで基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））が年0.5%以上乖離した場合は1ヶ月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。
返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 ●変動金利型の場合（長期貸出最優遇金利連動型で元利均等返済に限る）、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、はご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過することと同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高

	がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。																		
担保	●不要です。																		
保証人	●当ＪＡが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	●一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額１００万円あたりの一括支払保証料例（概算金額）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>３年</td><td>５年</td><td>１０年</td><td>１５年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>6,000</td><td>11,000</td><td>21,000</td><td>32,000</td></tr></table> ・保証料年 0.4%、元利均等返済の場合 ②分割後払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料（保証料率：年 0.4%）をお支払いいただきます。	お借入期間	３年	５年	１０年	１５年	保証料（円）	6,000	11,000	21,000	32,000								
お借入期間	３年	５年	１０年	１５年															
保証料（円）	6,000	11,000	21,000	32,000															
団体信用生命共済（保険）	●借入期間が 10 年を超える場合は、当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が 10 年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。 なお、共済（保険）掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.25%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.10%</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.15%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.25%</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td>年 0.05%</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年 0.20%</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド）</td><td>年 0.25%</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.25%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%	団体信用生命共済（連生）	年 0.15%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.25%	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.05%	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0.20%	団体信用生命保険（ワイド）	年 0.25%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	なし																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.25%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%																		
団体信用生命共済（連生）	年 0.15%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.25%																		
がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.05%																		
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年 0.20%																		
団体信用生命保険（ワイド）	年 0.25%																		
9大疾病補償保険	●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率：年 0.30%																		
手数料	●不要です。																		

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：0898-68-7800）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）
その他	●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。 ●連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

